

裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
事 件 番 号	平成30年（行ヒ）第215号（第1事件）、同第191号（第2事件）、令和元年（行ヒ）第219号（第3事件）
事 件 名	原爆症認定申請却下処分取消等請求上告事件
判決年月日	令和2年2月25日
判 示 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 経過観察を受けている被爆者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律10条1項所定の「現に医療を要する状態にある」と認められる場合（全事件） 2 経過観察自体が、経過観察の対象とされている疾病を治療するために必要不可欠な行為であり、かつ、積極的治療行為の一環と評価できる特別の事情があるといえるか否かについての判断方法（全事件） 3 慢性甲状腺炎について経過観察を受けている被爆者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律10条1項所定の「現に医療を要する状態にある」と認められるとはいえないとされた事例（第1事件） 4 放射線白内障についてカリーユニ点眼液の処方を受けながら経過観察を受けている被爆者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律10条1項所定の「現に医療を要する状態にある」と認められるとはいえないとされた事例（第2事件及び第3事件）
判 決 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 経過観察を受けている被爆者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律10条1項所定の「現に医療を要する状態にある」と認められるためには、当該経過観察自体が治療行為を目的とする現実的な必要性に基づいて行われているといえること、すなわち、経過観察の対象とされている疾病が、類似的に悪化又は再発のおそれが高く、その悪化又は再発の状況に応じて的確に治療行為をする必要があることから当該経過観察が行われているなど、経過観察自体が、当該疾病を治療するために必要不可欠な行為であり、かつ、積極的治療行為（治療適応時期を見極めるための行為や疾病に対する一般的な予防行為を超える治療行為をいう。）の一環と評価できる特別の事情があることを要する。 2 上記特別の事情があるといえるか否かは、経過観察の対象とされている疾病の悪化又は再発の医学的蓋然性の程度や悪化又は再発による結果の重大性、経過観察の目的、頻度及び態様、医師の指示内容その他の医学的にみて当該経過観察を必要とすべき事情を総合考慮して、個別具体的に判断すべきである。

	3、4〈略〉
事案の概要	<p>第1事件ないし第3事件は、いずれも、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）1条に規定する被爆者であるX₁、X₂及びX₃（以下、併せて「原告ら」という。）が、原告らの罹り患した各疾病についてそれぞれ法11条1項に基づく認定の申請をしたところ、厚生労働大臣から各申請をいずれも却下する旨の処分（以下「本件各処分」という。）を受けたことから、国に対し、それぞれ本件各処分の取消しを求めた事案である。</p>
訟務月報	66巻10号